

「設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見
聴取について」に対する関係地方公共団体の長、関
係利水者の回答について

平成 26 年 3 月

国土交通省 中部地方整備局

国部整企画第4号
国部整河計第4号
平成25年4月19日

愛知県知事 殿

国土交通省
中部地方整備局長



設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に関する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省中部地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「設楽ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、「実施要領細目」第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する関係地方公共団体の長である貴職のご意見を、平成25年5月20日までに、ご回答いただきますようお願い致します。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願い致します。

<問い合わせ先>

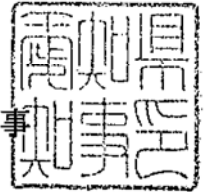
中部地方整備局	企画部	企画課	課長補佐	
中部地方整備局	河川部	河川計画課	建設専門官	



25 土水第 123 - 3 号
平成 26 年 1 月 15 日

国土交通省中部地方整備局長殿

愛 知 県 知 事



設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 25 年 4 月 19 日付け国部整企画第 4 号、国部整河計第 4 号で意見聴取がありました設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案については、意見はありません。

なお、設楽ダム建設事業に係るダム本体の工事着手に際しては、別途、事前協議を求めます。加えて、下記のとおり要望します。

また、関係市町長の意見については別添のとおりです。

記

- 1 県の財政的な負担の軽減を図られたい。
- 2 県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないようにされたい。
- 3 水源地域の住民への生活再建対策に万全を期されたい。

担当 地域振興部土地水資源課
水資源計画グループ

電話 (052) 954-6121 (ダイヤル)

FAX (052) 961-3293



25設ダム第63号
平成25年12月26日

愛知県知事 大村 秀章 殿

設楽町長 横山 光



設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年12月19日付け25土水第123号により意見照会がありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持の全てにおいて、設楽ダム建設が最も有利とする本報告書（原案）案は妥当なものと考えます。

設楽町は、この設楽ダム事業計画により、40年の長い間この問題に翻弄され続け、計り知れないほどの労力を費やし、町の混乱をも招いてまいりました。

しかしながら、設楽ダムは、農業工業の発展や下流域に暮らす方々の生活に欠かせない水の安定的な確保、洪水から住まいや農地を守るための重要な施設であるとして国、愛知県、下流域の方々から長年にわたりその必要性が唱えられてきました。

本町としても、このことへの重要性に注視し理解を示し、協力することで東三河の発展、さらには上下流の一体的な発展にも繋がると認識し、期待感を持って建設に同意したところです。

こうした状況をお含みいただき、今後は水没地域住民の気持ちを十分に受け止めていただき、また町民全体の生活再建のためダム関連地域振興対策の着実な推進をお願いいたします。





25豊政企第29号

平成25年12月26日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市長 佐原 光一



設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年12月19日付け25土水第123号により意見照会がありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

洪水調整、新規利水、流水の正常な機能の維持の全てにおいて、設楽ダム建設が最も有利とする本報告書（原案）案は妥当なものと考えます。

これまで幾度となく洪水や渇水の被害に見舞われてきた本市を含む豊川下流域にとって、設楽ダム建設は長年の悲願です。また、約40年におよぶ設楽ダムへの取り組みを通じ、豊川上下流の結束力はさらに強いものとなり、関係市町村が一体となって地域の将来を考える風土が醸成されるまでに至っています。

本市および東三河地域における安心安全の確保、さらには将来にわたる振興発展を図るため、設楽ダムの早期実現に向け、建設事業ならびに生活再建対策の着実な推進をお願いいたします。

担当 企画部政策企画課

広域グループ

電話 0532-51-2182





豊企第300号
平成25年12月26日

愛知県知事 大村秀章 殿

豊川市長 山脇 実



設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）
平成25年12月19日付け、25土水第123号にて照会のありましたこのことについては、下記のとおり回答いたします。

記

洪水調整、新規利水、流水の正常な機能の維持の全てにおいて、設楽ダム建設が最も有利とする本報告書（原案）案は妥当なものと考えます。

本市においては、渇水による水不足や台風等による洪水の危険性に脅かされる状況が続いています。

地域の人々の安心・安全な生活を実現し、地域の発展にも大きく寄与する設楽ダムの早期実現に向け、引き続き生活再建対策の着実な推進とともに、本体工事の早期着工について格別なご配慮をお願いいたします。

（連絡先 豊川市企画部企画政策課 0533-89-2126）





蒲 企 第 2 1 5 号

平成25年12月26日

愛知県知事 大村 秀章 殿

蒲郡市長 稲 葉 正



設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成25年12月19日付け25土水第123号により意見照会がありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

本市は、豊川水系の末端に位置しており、100%県水に依存しているため、少雨傾向の年には常に渇水が心配されております。また、今夏の渇水は、本市においても配水管水圧調整や小中学校・保育園のプール使用の全面中止など節水対策を行い、市民生活に影響を与えました。

以上のことから本市といたしましても、市民に安全・安心な生活を確保することが重要であるとの考えのもと、一刻も早い設楽ダム建設の推進を図られたい。

担当 企画部企画広報課

電話 0533-66-1162





新 企 5 ・ 8 ・ 1
平成 25 年 12 月 26 日

愛知県知事 大村 秀章 様

新城市長 穂 積 亮



設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 25 年 12 月 19 日付け 25 土水第 123 号により意見照会がありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

洪水調整、新規利水、流水の正常な機能の維持の全てにおいて、設楽ダム建設が最も有利とする本報告書（原案）案は妥当なものと考えます。

設楽ダム建設は、過去幾度となく水不足や洪水に悩まされてきた東三河地域にとって、利水・治水の両面から安心・安全な生活を実現するための悲願となっています。

これまで新城市は水源地の自治体として、豊川の水量確保や水質保全、三河湾の浄化についても十分な御配慮をお願いしてまいりました。

今後とも、人々の暮らしを守り、活力に満ちた東三河地域の発展に貢献する設楽ダムの早期実現に向けて、建設事業と生活再建対策の着実な推進をお願いします。

担当 企画部企画課

電話 0536-23-7620





25田政第87号
平成25年12月26日

愛知県知事 大村 秀章 様

田原市長 鈴木 克 幸



設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

平成25年12月19日付け25土水第123号により意見照会がありました
標記の件につきましては、下記のとおり回答いたします。


記

総合的な評価の結果として、最も有利な案は「設楽ダム案」であるとする報告書(原案)案は、妥当なものと考えます。

当市は、農業産地として日本の食を支えており、それには水の安定供給が欠かせません。今夏の水不足では、農業関係者のみならず、市民は大変不安な思いをし、早期建設を望む声が強くなっています。

東三河地域の発展・振興と住民の安心安全のためにも、早期完成に向けて事業の推進を図られるようお願いいたします。

担当 政策推進部政策推進課

政策推進グループ 

電話 0531 (23) 3507

FAX 0531 (23) 0669





国部整河計第6号
平成25年4月19日

愛知県知事 殿

国土交通省
中部地方整備局長



設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に関する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省中部地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「設楽ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、「実施要領細目」第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する、関係利水者である貴職のご意見を、平成25年5月20日までに、ご回答いただきますようお願い致します。

<問い合わせ先>

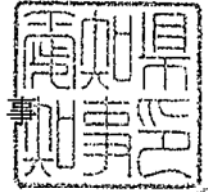
中部地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官



25 土水第 124 - 1 号
平成 26 年 1 月 15 日

国土交通省中部地方整備局長殿

愛 知 県 知 事



設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 25 年 4 月 19 日付け国部整河計第 6 号で意見聴取がありました設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案については、意見はありません。

なお、設楽ダム建設事業に係るダム本体の工事着手に際しては、別途、事前協議を求めます。加えて、下記のとおり要望します。

記

- 1 県の財政的な負担の軽減を図られたい。
- 2 県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないようにされたい。
- 3 水源地域の住民への生活再建対策に万全を期されたい。

担当 地域振興部土地水資源課
水資源計画グループ

電話 (052) 954-6121 (ダイヤル)

FAX (052) 961-3293